

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

2025年12月1日現在

## 入院基本料に関する事項

### ■ 急性期一般入院料2

3階病棟では1日13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで 看護職員1人あたりの受け持ち人数は6人以内です。
- ・夕方17時～翌朝9時まで 看護職員1人あたりの受け持ち人数は14人以内です。

## 入院時食事療養及び入院時生活療養

当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

## 基本診療料の施設基準に係る届出

- ・機能強化加算
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・一般病棟入院基本料(急性期一般入院料2)(3階病棟)
- ・地域包括ケア病棟入院料2(2階病棟・4階病棟)
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1(30対1)
- ・急性期看護補助体制加算

### 夜間看護体制加算

25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)

夜間急性期看護補助体制加算(夜間30対1)

看護補助体制充実加算1

- ・看護職員夜間配置加算(16対1配置加算1)
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算2
- ・病棟薬剤業務実施加算1

- ・データ提出加算2
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・看護職員処遇改善評価料41
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料47

## 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・薬剤管理指導料
- ・別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・酸素の購入単価

## 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 保険外負担に関する事項

### (1) 個室（特別療養環境室）について

病室番号（1人室）	料 金（税込）
301, 302, 303, 305, 306, 307, 308, 310, 311, 312, 313, 315, 316 号室	1日 7,700 円
317, 318, 320, 321, 322, 323 号室	1日 8,800 円
331 号室	1日 5,500 円

※ 24時を区切りとして1日単位（1泊2日の入院の場合は2日分）の料金がかかります。

## (2) 診断書料

各種診断書料について、その作成数に応じた実費のご負担をお願いしています。

名 称	単位	料 金(税込)
当院書式による診断書	1 通	¥3,300
当院書式による診断書（2通目以降）	1 通	¥1,650
当院書式による診断書（2通目以降※捺印あり）	1 通	¥3,300
生命保険会社へ提出の入院証明書	1 通	¥5,500
生命保険会社へ提出の通院証明書	1 通	¥2,200
障害者申請用診断書	1 通	¥5,500
障害者年金診断書	1 通	¥5,500
死亡診断書	1 通	¥11,000
死亡診断書（2通目以降）	1 通	¥5,500
領収証明書（外来、入院）	1 通	¥1,100
生計同一申立書	1 通	¥1,100
職業訓練所からの傷病証明書	1 通	¥1,100
自賠責診断書	1 通	¥7,700
自賠責明細書	1 通	¥6,600
自賠責後遺症（保険会社へ請求）	1 通	¥11,000
自賠責後遺症（本人へ請求）本人が持参	1 通	¥5,500
後遺症診断書	1 通	¥11,000
診断書（簡易的な書式）	1 通	¥3,300
診断書（アルコール等中毒、精神機能障害）	1 通	¥3,300
診断書（英語版）	1 通	¥8,800
健康診断書（英語版）	1 通	¥8,800
雇用保険受給資格にかかる診断書	1 通	¥3,300
アヘン、麻薬診断書	1 通	¥3,300
コロナ感染証明書（保険会社）	1 通	¥5,500
当院書式による通院証明書	1 通	¥2,200
自動車税等申請に使用する通院・入院証明書	1 通	¥5,500
受診状況等証明書	1 通	¥3,300
おむつ使用証明書	1 通	¥1,100
ストマ用装具使用証明書	1 通	¥2,200
特定疾患医療受給者証（新規・更新）申請書	1 通	¥5,500
照会書（B型肝炎ウイルス）	1 通	¥5,500
医療照会文書料	1 通	¥11,000

2025年5月1日現在

### （3）入院期間が180日を超える入院に関する基準

180日を超えて入院されている患者さまは、181日目からは入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%については「選定療養費」として患者さまにご負担いただくことになります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

急性期一般入院基本料2 …… 一日につき 2,670円（税込）

これに係る入院期間の計算は、保険医療機関（病院等）ごとではなく、患者さまごととなるため、他の保険医療機関（病院等）での入院期間も通算されます。また、入院期間が通算されるのは、同一疾病の入院のみです。

ただし、以下の状態等にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- 15歳未満の方

この他にも選定療養から除外される条件があります。

詳しくは受付窓口までお尋ねください。

### ニコチン依存症管理料

当院はニコチン依存管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。（完全予約制）

## 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数

区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ 黄斑下手術等	0件
ウ 鼓室形成手術等	0件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分2に分類される手術	
ア 鞣帯断裂形成手術等	0件
イ 水頭症手術等	0件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ 尿道形成手術等	0件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除術等	0件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	0件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ 母指化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建術等	0件
キ 同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術	
胸腔鏡を用いる手術	0件
腹腔鏡を用いる手術	20件

その他の区分	
ア 人工関節置換術	0件
イ 乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び対外循環を要する手術	0件
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術冠動脈ステント留置術	0件

## 医療DX推進体制整備加算

当院では、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ・オンライン請求を行っております。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療できる体制を有しております。
- ・マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋の発行や、電子カルテ情報共有サービス等の導入に向けて準備を進めて参ります。

## 機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っております。

- ・他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

## 医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・当院を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

## 院内トリアージ実施料

当院は「救急院内トリアージ」を行っています。

夜間、休日又は深夜の救急外来を受診された方全員に、院内トリアージガイドラインに沿って緊急度と重症度の高い方を優先に診察、治療を行います。したがって、受け付け順通りに診察が行えない場合があります。

救急車で搬送された方もトリアージを行ない、緊急性の低い場合は待合室でお待ちいただくこともあります。

緊急性が低いと判断された場合は待ち時間が長くなることがあります。あらかじめご了承ください。

※急な体調の変化や気分が悪くなった場合は、遠慮なく看護師又は受付に申し出て下さい。

# 一般名処方加算

外来患者様

## 一般名処方とジェネリック医薬品について

外来患者様のお薬の処方では 院外処方箋 の原則交付にご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、医薬品は、同じ成分のお薬におきましても大きく分類しますと先発医薬品と後発医薬品（ジェネリック医薬品）に分かれます。

担当医の先生は、同一成分であれば、必ずしも先発医薬品を指定せずまた後発医薬品（ジェネリック医薬品）でも銘柄を指定せず使用する場合は 「一般名（お薬の成分名）処方」 で処方薬を記載しております。

### 【一般名処方のメリット】

医療用医薬品の現在の流通において、製薬会社ではその原材料の入手困難や、医薬品製造段階の製造手順書違反等が原因となりまして、同一銘柄の医薬品を入手することが非常に難しい状況となっています。

一般名処方を発行することで、従来の銘柄の医薬品の入手が出来ない場合でも、速やかに他の銘柄の医薬品を使用することが可能となります。

患者様には、保険薬局での待ち時間等の延長等が無くなることも考えられます。

### 【後発医薬品（ジェネリック医薬品）のメリット】

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は

・先発医薬品（医薬品を開発した製薬会社ブランド医薬品）よりも安価で同一成分の医薬品です。

本邦の高騰する医療費の削減の一助となっています。

・先発医薬品では、その添加物等でご使用慣れない場合でも、ジェネリック医薬品であれば同一主成分ですが、添加物が異なる場合がありますのでご使用になれる場合があります。

※ ご不明な点がございましたら、スタッフまでお気軽にお尋ねください。

2024年4月 薬事・輸血委員会

## 後発医薬品体制加算

患者さま及びご家族さまへ

患者さまがご使用いただいている医薬品の製造におきましては、その一部の製薬会社の製造手順書の履行違反、また海外製造の医薬品においては、社会情勢の影響を受け、供給遅延または供給停止等が問題となっています。

当院では、患者様の医療費負担軽減等を目指として後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推進していますが、医薬品の供給状況を踏まえ医薬品の銘柄等を変更する場合がございますが、担当医師、担当薬剤師等治療スタッフが治療計画を検討し、患者さまには安心して治療の継続をして頂けます様配慮を致しております。

ご不明な点は、医療スタッフまでお気軽にお問い合わせください。  
ご理解、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

医療法人社団

土田病院

2024年4月

薬事・輸血委員会